

ENEOS Power株式会社「(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和7年8月8日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書」について、ENEOS Power株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

1. 計画概要

- ・住 所 : 神奈川県川崎市川崎区扇町 12 番 1 号
- ・原動力の種類 : ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
- ・出 力 : LNG1機出力 各約 75 万kw(新規設置)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和7年 5月12日
環境大臣意見受理	令和7年 7月25日
経済産業大臣意見	令和7年 8月 8日

問合せ先:電力安全課 小西、瀧澤
電話03-3501-1742(直通)

1. 総論

(1) ENEOS Power株式会社（以下「本事業者」という。）のホールディングスカンパニーである ENEOS ホールディングス株式会社が2025年5月に公表した「ENEOS グループ 第4次中期経営計画 カーボンニュートラル基本計画2025年度版」（以下、「カーボンニュートラル基本計画」という。）においては、グループ全体の温室効果ガス排出量目標として2030年度に38～46%削減、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減（いずれも2013年度比）が示されている。一方で、電力分野の目標値は設定されておらず、ENEOS 株式会社の電気・都市ガス事業を分社化して設立した本事業者においても、温室効果ガス削減に係る目標が設定されていない。よって、「地球温暖化対策計画」、「第7次エネルギー基本計画」及び「GX2040ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」（以下「GX2040ビジョン」という。）（いずれも令和7年（2025年）2月18日閣議決定）、並びにこれら等を踏まえた関連施策を踏まえ、本事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策を検討し、「カーボンニュートラル基本計画」を見直す等、環境影響評価方法書以降の手續において温室効果ガス削減に係る目標及び対策の内容を適切に示すこと。なお、本事業者における温室効果ガス削減に係る目標の設定が難しい場合には、グループ全体での事業方針における電力分野について、地球温暖化対策に関連する施策との整合性がとれるような目標を適切に設定した上で、グループ全体での事業方針及び設定した温室効果ガス削減に係る目標値を踏まえ、本事業者として必要な措置を、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限すること（以下「1.5℃目標」という。）と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく、2050年までのカーボンニュートラル達成を目指すこと。

(2) 本事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策の検討に当たっては、省エネルギー、高効率化の徹底、CCUS（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）の略称）に向けた取組及び水素等の脱炭素燃料の利用に向けた取組等を進めること。

- (3) 本事業は発電設備を新たに設置する計画であるが、本事業者全体での温室効果ガスの削減に向け、再生可能エネルギー等の非化石電源を優先的に稼働させるとともに、調整力としての火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入・運用等により最低出力のできる限りの引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させる、二酸化炭素排出係数の小さい燃料を優先的に使用するなどの柔軟な運用を行い、事業者として足元の温室効果ガス削減に取り組むこと。
- (4) 液化天然ガス火力をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、水素等の脱炭素燃料及び CCUS/カーボンリサイクル等の火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入を、技術・サプライチェーン・制度の整備状況を踏まえ、運転開始当初からを含めて、1. 5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進めること。
- (5) 水素等の脱炭素燃料の導入に当たっては、発電所稼働時に二酸化炭素を排出しないことのみに着目せず、燃料の製造、輸送等も含む本事業のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定し、サプライチェーン全体にわたる温室効果ガス排出量を適切に削減していくこと。
- (6) 本事業の実施に当たっては、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の検討及び最新技術の開発・社会実装の動向を注視し、事業者として2030年度における我が国の温室効果ガス削減に係る目標との整合及び更なる温室効果ガス削減への貢献を目指すとともに、G7プーリアサミットにおける「2035年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化」という共同声明も踏まえ、我が国における地球温暖化対策計画に示される2030年度、2035年度及び2040年度の削減目標（以下「削減目標」という。）の達成及び2050年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組として、具体的な方策及び行程を早期に確立し、実行に移すこと。その際、2035年度、2040年度及び2050年に向けて、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組の道筋が、1. 5℃目標と整合する形で描けない場合には、稼働抑制、休廃止等を計

画的に実施することも含め、あらゆる選択肢を勘案して検討すること。

- (7) 事業実施想定区域周辺の既設発電所の稼働による環境影響等も踏まえ、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、事業特性を踏まえた科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価を行った上で環境保全措置の検討を行うこと。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくベンチマーク指標等及び自主的枠組み全体としての目標の達成はもとより、削減目標の達成及び2050年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業について、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 火力発電をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、将来的な脱炭素化を前提としたものとして本事業を進めること。
- ② 目標値を含む本事業者の事業方針を削減目標等に整合するように適切に示すとともに、その内容を踏まえ、省エネルギーや高効率化の徹底、CCUSに向けた取組、水素等の脱炭素燃料の利用に向けた取組等を進めること。なお、本事業者における温室効果ガス削減に係る目標値の設定が難しい場合には、グループ全体での事業方針を踏まえ、本事業者として必要な措置を、1.5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく、2050年までのカーボンニュートラル達成を目指すこと。
- ③ ②で見直した内容を踏まえ、本事業において、水素混焼/専焼、CCUS等の火力発電の脱炭素化に向けた技術をできるだけ早期に実装するなど、事業者として必要な措置を、稼働開始からも視野に入れ、1.5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく、2050年までのカーボンニュートラル達成を目指すこと。また、脱炭素燃料、CCUS等の実装に向け、貯蔵タンク等の附帯設備に必要な発電所内の敷地の確保の検討を行うなど、事業者として主体的に取組を進めること。
- ④ 発電事業の温室効果ガスの削減に向け、調整力としての火力発電については、発

電 出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入及び運用等により最低出力の引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させるなどの柔軟な運用を行い、ENEOS 株式会社川崎事業所として足元の温室効果ガス削減に取り組むこと。

- ⑤ 長期脱炭素電源オークションに参加する場合は、本事業者全体での事業方針を削減目標等に整合するように適切に見直すとともに、見直した内容を踏まえて事業者自らが作成・提出する脱炭素化ロードマップを遵守し、本事業の着実な脱炭素化を進めること。
- ⑥ 小売段階において調達される電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）では小売段階において低炭素化の取組が求められていることを認識し、自主的枠組み参加事業者の現状のカバー率の維持・向上が図られることを前提として、自主的枠組み参加事業者に電力を供給するなど、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ⑦ 情報公開等により社会的な透明性を確保しつつ、運転開始後の運転計画、維持管理計画等を適切に講じ、高い発電効率を発揮し続けること。また、「地球温暖化対策計画」、「第 7 次エネルギー基本計画」及び「GX 2040 ビジョン」に基づくとともに、これら等を踏まえた関連施策に関する議論を注視し、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ、事業者として必要な対策を講ずること。

（２）大気環境

大気環境に対する影響を低減できるよう、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 大気環境の悪化を回避するとともに、継続的な大気環境の改善に向け、地元地方公共団体と密に連携し、周辺住民への丁寧な説明と理解促進に努めるとともに、本発電所での発電に当たっての排煙脱硝装置の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。
- ② 本発電設備の稼働に伴う大気質への影響をできる限り低減するため、今後、地元地方公共団体と協議の上、公害防止協定等が締結される場合にはこれを遵守するよう、最良の技術による環境対策設備を採用し、施設の適切な維持管理を図るこ

と。

- ③ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の二次生成に係る予測手法並びに対策に係る今後の動向を踏まえ、必要に応じて調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。
- ④ 脱炭素燃料の混焼率の向上又は専焼運転への移行を図る際には、例えば窒素酸化物等、温室効果ガス以外の環境影響についても調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、燃料転換により生じるおそれのある環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。